

開港記念日に係る条例の制定について

1 趣 旨

本市の開港記念日は、以下のとおり市会の議決により定められているが、これを明文化した条例は制定されていない。

このことに関して、令和6年11月28日開催の市会運営委員会において、議長から開港記念日について定める条例の制定について提案があり、運営理事会で検討することが決定されたため、その対応について協議する。

日 付	経 緯
大正7年（1918年）6月19日	開港記念日（7月1日）を公休日と定めることについて、市会で議決。6月27日付市報で告示。
昭和3年（1928年）3月23日	開港記念日を6月2日に変更することについて、市会で議決。3月30日付市報で告示。

【参考】横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）
第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 開港記念日 6月2日

※ 横浜市立の高等学校及び特別支援学校についても同様の規定あり。

2 理事会協議結果（令和6年12月19日運営理事会）

- 議長による提案の趣旨を踏まえ、開港記念日について、開港を契機として横浜が大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として定めるとともに、その趣旨にふさわしい取組を継続していくため、「(仮称)横浜市開港記念日条例」を制定する。
- 条例の検討に当たっては、あらかじめその内容を周知し、市民の皆様からも御意見をいただくため、市民意見募集を実施する。
- (仮称)横浜市開港記念日条例【素案】
(趣旨)
第1条 横浜が開港を契機に経済的及び文化的活動の拠点となる大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として、開港記念日を設ける。
(開港記念日)
第2条 開港記念日は、6月2日とする。
(市の取組)
第3条 横浜市は、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

「（仮称）横浜市開港記念日条例」の 制定についての市民意見募集実施要領（案）

1 募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

2 意見の提出方法

- (1) 横浜市電子申請・届出システム
- (2) 電子メール
- (3) F A X
- (4) 郵送

※（2）～（4）については、意見及び提出者の属性が記入されていれば、様式は問わない。
※提出された意見は市会運営委員会の資料として配付予定。

3 市民意見募集の内容

別紙市民意見募集案内のとおり

4 周知方法

- (1) 市民意見募集案内の配布
※配布場所
 - ・各区役所
 - ・市民情報センター
 - ・議会局
- (2) 市会ホームページ
- (3) 市会X（旧：Twitter）
- (4) 市会Facebook

5 その他

- (1) 電話や来庁による口頭での意見の申し出については受け付けない。
- (2) 意見に対する個別の回答は行わない。

(仮称)横浜市

開港記念日条例

の制定について

皆様のご意見を募集します！

開港記念日を6月2日とすることについては、市会の会議録によれば、昭和3年に議決されていますが、明文化されておらず、法的根拠が明確になっていません。

横浜市にとって大切な日である開港記念日について、横浜が大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日と定めるとともに、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を継続していくため、条例の制定を検討しています。

このような趣旨で条例を制定することについて検討するため、皆様のご意見をぜひお聞かせください。

(仮称) 横浜市開港記念日条例 (素案)

(趣旨)

第1条 横浜が開港を契機に経済的及び文化的活動の拠点となる大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として、開港記念日を設ける。

(開港記念日)

第2条 開港記念日は、6月2日とする。

(市の取組)

第3条 横浜市は、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔募集期間〕 令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)まで

〔応募方法〕 横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送
(詳細は、最終ページの「応募方法」をご覧ください)

電子申請・届出システムの応募フォームはこちら⇒



募集期間

令和6年12月20日(金)~令和7年1月20日(月)

問合せ先
横浜市議会事務局議事課
TEL 045-671-3044

応募方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①横浜市電子申請・届出システム

②電子メール gi-kaikou0602@city.yokohama.lg.jp ※件名を「市民意見募集」とし、ご意見等をメール本文に記載してください。

③FAX 045-681-7388 ※前頁の回答欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。

④郵送 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市議会事務局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(1月20日消印有効)



※電子申請・届出システムによる
応募フォームはこちら⇒

のりしろ

2 3 1 - 0 0 0 5

お手数ですが
所定の金額分の
切手をお貼り
ください。

のりしろ

横浜市中区本町 6
・
50
・
10

横浜市議会事務局議事課
「(仮称)横浜市開港記念日条例」
意見募集
担当
行

のりしろ

※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。
また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。